平成２２年（フ）第６０号
群馬県前橋市天川原町１丁目39番地15　加藤住宅
債務者　松本　高彦
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第９５号
群馬県前橋市城東町５丁目５番９―201号
債務者　戸ヶ崎利江
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第９８号
群馬県前橋市駒形町480番地10
債務者　根岸　健治
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１１１号
群馬県佐波郡玉村町大字下之宮162番地13
債務者　根岸　浩美
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１１２号
群馬県前橋市山王町２丁目13番地12
債務者　平石　　翔
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１１５号
群馬県渋川市渋川403番地１
債務者　山本　すえ
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１１８号
群馬県伊勢崎市中央町23番13号　プライムスクエアー伊勢崎302
債務者　伊地知　悟
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１２０号
群馬県前橋市広瀬町２丁目20番地　Ｒ３―104号
債務者　會田　　明
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１２７号
群馬県前橋市本町３丁目17番22号
債務者　福井　直美（ＦＵＫＵＩ　ＮＡＯＭＩ　ＢＥＣＫＭＡＮ）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１３０号
群馬県渋川市行幸田27番地２　山田アパート
債務者　青木　幸一
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１３１号
群馬県前橋市粕川町込皆戸462番地２　代栄パレスＮｏ．７―201号
債務者　大島　丈夫
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１３５号
群馬県伊勢崎市東本町375番地
債務者　若林酒店こと　若林志榮子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１４０号
群馬県伊勢崎市赤堀今井町１丁目209番地２　キャッスル中島Ⅱ202
債務者　山口佳絵子（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１４１号
群馬県前橋市東片貝町43番地
債務者　田村　　満
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１４２号
群馬県前橋市東片貝町43番地
債務者　田村　由香
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１０７号
群馬県安中市原市2177番地　原市第２県営住宅Ｅ棟45号
債務者　上原千恵子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１３１号
新潟市南区月潟805番地１
債務者　村井　　忍
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４２号
新潟市北区木崎2229番地16
債務者　保坂　一夫
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
新潟地方裁判所民事部